

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

平成26年度社会福祉施設等の整備方針について〔障害者（児）福祉関連分〕

福祉労働部障害者福祉課

平成26年度障害者（児）福祉施設の整備方針について

1 基本的な考え方

平成26年度の障害者（児）福祉施設の整備については、障害者の地域生活移行を進めるという観点から、日中活動系のサービスに係る整備事業、特に就労を支援する施設整備を進めることとします。なお、入所施設の創設は行わないものとします。

また、昭和56年以前の古い耐震基準で建築された建物は、大地震において倒壊するおそれが多いことから、対象となる施設の耐震化を図るための整備に取り組みます。

2 施設・事業毎の整備について

(1) 障害者総合支援法に基づく日中活動系のサービスに係る整備事業について

① 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

福祉施設から一般就労への移行の推進は、大きな課題となっています。このため、就労移行支援を実施する事業所の整備を検討します。

② 就労継続支援事業所

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

障害者の地域生活を支える上で重要であるため、就労継続支援を実施する事業所の整備を検討します。

③ 生活介護事業所、自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業所

（生活介護事業所）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所です。

（自立訓練事業所）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。

障害者の地域生活を支える上で重要であることを踏まえ、待機者及び利用予定者において具体性のあるものは整備を検討します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）に係る整備事業について

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業所です。

福祉施設から、地域生活への移行を進めるため、障害者の住まいの場としての共同生活援助を実施する事業所の整備を検討します。

(3) 重症心身障害児を主たる対象とする医療型障害児入所施設について

主として重症心身障害児を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う施設です。

新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童のうち、環境を整えば医療型障害児入所施設への移行が望ましい障害児を受け入れるために、必要な施設の整備を検討します。

(4) その他の施設整備について

老朽のための改築、大規模修繕、耐震化等整備、消防用設備の設置等については、入所者処遇改善等の観点から必要性が認められ、かつ、緊急性がある施設及び障害者の地域生活移行への取組に配慮した施設の整備について検討します。

上記整備については、県障害者福祉計画に定める各サービス区分の区域毎に定めるサービス必要見込量をもとに検討することとします。

障害福祉サービスの必要見込量

障害福祉サービス		平成22年度 実績 (A)	平成26年度 見込量 (B)	平成22年度 比(倍) (B/A)	
新体系サービス (日中活動系)	就労移行支援	人	1,089	1.8	
		人日/月	20,686	1.8	
	就労継続支援(A型:雇用型)	人	591	1,476	2.5
		人日/月	12,294	30,954	2.5
	就労継続支援(B型:非雇用型)	人	3,645	5,877	1.6
		人日/月	66,041	114,101	1.7
	生活介護	人	5,603	10,713	1.9
		人日/月	110,299	216,339	2.0
	自立訓練(生活訓練)	人	562	854	1.5
		人日/月	10,228	15,959	1.6
	自立訓練(機能訓練)	人	184	288	1.6
		人日/月	2,692	4,523	1.7
	旧体系サービス (日中活動系)	人	5,687	—	—
		人日/月	148,986	—	—
日中活動系 計	人	17,361	21,133	1.2	
	人日/月	371,226	418,346	1.1	

障害福祉サービス		平成22年度 実績 (A)	平成26年度 見込量 (B)	平成22年度 比(倍) (B/A)
共同生活介護、共同生活援助	人	2,190	3,729	1.7